［略］	
育成就労	二年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間
［略］	

別表第三（第六条、第六条の二、第二十条、第二十一条の四、第二十四条関係）

在留資格	活動	資料
［略］		
企業内転動	法別表第一の二の表の企業内転動の項の下欄に掲げる活動	一　法別表第一の二の表の企業内転動の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする場合 イ　外国の事業所と本邦の事業所の関係を示す文書 ロ　本邦の事業所の登記事項証明書、損益計算書の写し及び事業内容を明らかにする資料 ハ　外国の事業所（転勤の直前一年以内に当該外国人が企業内転動の在留資格（法別表第一の二の表の企業内転動の項の下欄第一号に係るものに限る。）をもつて本邦に在留していた期間がある場合には、当該期間に業務に従事していた本邦の事業所を含む。）における職務内容及び勤務期間を証する文書 ニ　外国の事業所の登記事項証明書及びその概要を明らかにする資料 ホ　活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書 ヘ　卒業証明書及び経歴を証する文書 ト　年間の収入に関する文書 チ　課税及び納税に関する文書並びに社会保険の加入状況及び社会保険料の納付状況に関する文書
［略］		

［同上］	
技能実習	一　法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イ又はロに掲げる活動を行う者にあつては、一年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間 二　法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イ若しくはロ又は第三号イ若しくはロに掲げる活動を行う者にあつては、二年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間
［同上］	

別表第三（第六条、第六条の二、第二十条、第二十一条の四、第二十四条関係）

在留資格	活動	資料
［同上］		
企業内転動	法別表第一の二の表の企業内転動の項の下欄に掲げる活動	一　外国の事業所と本邦の事業所の関係を示す文書 二　本邦の事業所の登記事項証明書、損益計算書の写し及び事業内容を明らかにする資料 三　外国の事業所（転勤の直前一年以内に当該外国人が企業内転動の在留資格をもつて本邦に在留していた期間がある場合には、当該期間に業務に従事していた本邦の事業所を含む。）における職務内容及び勤務期間を証する文書 四　外国の事業所の登記事項証明書及びその概要を明らかにする資料 五　活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書 六　卒業証明書及び経歴を証する文書 七　年間の収入に関する文書 八　課税及び納税に関する文書並びに社会保険の加入状況及び社会保険料の納付状況に関する文書
［同上］		